

調査票A（公民館）

設問	詳細	三鷹	昭島	調布	小金井	小平	日野
1 公民館の設置根拠となる 条例・規則はありますか。	設置根拠有無	○	○	○	○	○	○
	条例名	三鷹市社会教育会館条例	昭島市公民館条例	調布市公民館条例	小金井市公民館条例	・小平市立公民館条例 ・小平市立公民館条例施行規則	日野市公民館設置条例
2 公民館に関する審議会は ありますか。	審議会有無	○	○	○	○	○	○
	審議会名	三鷹市公民館運営審議会	昭島市公民館運営審議会	調布市公民館運営審議会	小金井市公民館運営審議会	小平市公民館運営審議会	日野市公民館運営審議会
	審議会条例	三鷹市公民館運営審議会規則	昭島市公民館運営審議会条例	調布市公民館運営審議会規則	・小金井市公民館運営審議会規則 ・小金井市公民館条例	・小平市立公民館条例 ・小平市立公民館条例施行規則	・日野市公民館設置条例 ・日野市公民館運営審議会規則
	委員数	8人	10人	12人	10人（H27年3月末現在）	17人以内	10人
	年間開催回数	6回/年	月1回夜間（条例では「審議会は、必要に応じ会長が召集する」となっている）	8回（研修会1回含）	原則9回	7回	年6回程度
3 使用料について	有料、減免など	無料	有料（減免規定あり）	有料（減免規定あり）	無料	有料（減免規定あり）	有料（減免規定あり）
4 使用料についての 条例・規則の名称	条例・規則	三鷹市社会教育会館条例	昭島市公民館条例	・調布市公民館条例 ・調布市公民館条例施行規則		・小平市立公民館条例 ・小平市立公民館条例施行規則	日野市公民館使用条例
5 今後生涯学習センターへ移行する 予定はありますか	有無	有（移行時期：H29）	なし	なし	なし	なし	なし
6 今後の公民館の運営形態に ついて、課題や意見等	（自由記入）					公民館事業企画委員会をモデル館に設置した。その後は、企画委員から公民館事業企画実行委員会を組織する。職員と協働して公民館の運営を担う公民館事業企画実行委員会の組織及び運営のあり方が課題となっている。	

調査票A（公民館）

設問	詳細	あきる野	西東京	国立	福生	狛江	東大和
1 公民館の設置根拠となる 条例・規則はありますか。	設置根拠有無	○	○	○	○	○	○
	条例名	・あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例 ・あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例	国立市公民館条例	福生市公民館条例	・狛江市立公民館条例 ・狛江市立公民館庶務規則	東大和市立公民館条例
2 公民館に関する審議会は ありますか。	審議会有無	なし	○	○	○	○	○
	審議会名		公民館運営審議会	国立市公民館運営審議会	福生市公民館運営審議会	狛江市立公民館公民館運営審議会	東大和市立公民館運営審議会
	審議会条例		・西東京市公民館設置及び管理に関する条例 ・西東京市公民館設置及び管理に関する条例施行規則	・国立市公民館条例 ・国立市公民館運営審議会規則	福生市公民館条例	・狛江市立公民館条例 ・狛江市立公民館審議会規則	東大和市立公民館条例
	委員数		14人	15人	10人	10人	12人
	年間開催回数			定例会12回	12回	月1回	4回（平成27年度）
3 使用料について	有料、減免など	有料（減免規定あり）	無料	無料	有料（減免規定あり）	有料（減免規定あり）	有料（減免規定あり）・無料
4 使用料についての 条例・規則の名称	条例・規則	・あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例 ・あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例	国立市公民館条例	・福生市公民館条例 ・福生市公民館条例施行規則	狛江市立公民館条例	東大和市立公民館条例
5 今後生涯学習センターへ移行する 予定はありますか	有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし
6 今後の公民館の運営形態に ついて、課題や意見等	（自由記入）		西東京市公共施設適正配置計画が定められ、いかに効率的な運営をしていくかが課題となっている。		公民館の登録サークルは使用料が免除となっている。 議会において公民館の登録サークルの使用料有料化についての質問がされた例があるが、「当面は免除としていきたい」との答弁をしている。		

調査票A（公民館）

※府中市、町田市は公民館と生涯学習センターを保有

設問	詳細	武蔵村山	稲城	府中	町田	東村山
1 公民館の設置根拠となる 条例・規則はありますか。	設置根拠有無	○	○	○	○	○
	条例名	武蔵村山市公民館条例	稲城市立公民館条例	府中市立公民館条例	・町田市公民館条例 ・町田市公民館条例施行規則	東村山市立公民館条例
2 公民館に関する審議会は ありますか。	審議会有無	○	○	○※生涯学習センターと共通	なし	○
	審議会名	武蔵村山市公民館運営審議会	稲城市立公民館運営審議会	府中市生涯学習審議会		東村山市立公民館運営審議会
	審議会条例	・武蔵村山市公民館条例 ・武蔵村山市公民館運営審議会規則	・稲城市立公民館条例 ・稲城市立公民館運営審議会規則	府中市生涯学習審議会条例		東村山市立公民館運営審議会条例
	委員数	10人	10人	15人		現在10人（定数12人以内）
	年間開催回数	4	年6回	8~9回 （25年度：9回、26年度8回）		年4回
3 使用料について	有料、減免など	原則無料。 （ただし市外の利用者は有料）	無料	無料（但し社会教育法22条の事業以外及び市外居住者利用の場合有料）	有料（減免規定あり）	有料（減免規定あり）
4 使用料についての 条例・規則の名称	条例・規則	武蔵村山市公民館条例	稲城市立公民館条例	府中市立公民館条例及び同施行規則	町田市公民館条例	・東村山市立公民館条例 ・東村山市立公民館条例施行規則
5 今後生涯学習センターへ移行する 予定はありますか	有無	検討中	なし	なし	2012年度移行済	なし
6 今後の公民館の運営形態に ついて、課題や意見等	（自由記入）					より使いやすい施設とするためにはどのような運営形態がよいかといったことや、公民館の社会教育施設としての役割等を検討課題として捉えている。

設問	詳細	八王子	清瀬	東久留米	羽村	府中	町田
1 生涯学習センターの設置根拠となる条例・規則はありますか。	設置根拠有無	○	○	○	○	○	○
	条例名	八王子市生涯学習センター条例	・清瀬市生涯学習センター条例 ・清瀬市生涯学習センター条例施行規則	・東久留米市立生涯学習センター条例 ・東久留米市立生涯学習センター条例施行規則	・羽村市生涯学習センターゆとろぎ管理運営条例 ・羽村市生涯学習センターゆとろぎ管理運営条例施行規則	府中市生涯学習センター条例	・町田市生涯学習センター条例 ・町田市生涯学習センター条例施行規則
2 生涯学習センターに関する審議会はありますか。	審議会有無	無	無	無		○※公民館と共通	無（運営協議会はあり）
	審議会名					府中市生涯学習審議会	※町田市生涯学習センター運営協議会
	審議会条例					府中市生涯学習審議会条例	※町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱
	委員数			※審議会はないが、「東久留米市立生涯学習センター利用者懇談会」がある		15人	※15人
	年間開催回数					8～9回（25年度9回、26年度8回）	※年間12回（2015年度は9回）
3 生涯学習センターの使用料について	有料、減免など	有料（減免規定あり）	有料（減免規定あり）	有料（減免規定あり）	有料（減免規定あり）	有料（減免規定あり）	有料（貸出施設は「まちだ中央公民館」）
4 使用料についての条例・規則	条例・規則	八王子市生涯学習センター条例	・清瀬市生涯学習センター条例 ・清瀬市生涯学習センター条例施行規則 ・清瀬市障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免に関する条例及び規則	・東久留米市立生涯学習センター条例 ・東久留米市立生涯学習センター条例施行規則	・羽村市生涯学習センターゆとろぎ管理運営条例 ・羽村市生涯学習センターゆとろぎ管理運営条例施行規則	府中市生涯学習センター条例及び同条例施行規則	
5 運営主体について	名称	市直営	市直営	指定管理者（JN共同事業体）	市直営	指定管理者（ふちゅう生涯学習センター共同事業体）	市直営
6 生涯学習センターを設置（または移行）した時期・理由	（自由記入）	時期：平成11年	平成7年7月1日 市民の生涯各時期における学習活動及び文化活動等の新興を図り、市民生活の充実に寄与するため設置	【時期】平成22年4月に、中央公民館から生涯学習センターへと名称を変更し、同時に指定管理者制度を導入した。 【理由】平成21年2月に公民館のあり方に関する検討委員会より、「東久留米市立公民館の今後のあり方について（報告書）」が提出され、「市民にとって利用しやすい施設を目指すためには、公民館の現状と課題を踏まえ、指定管理者制度を導入し、生涯学習センターへ移行する」という検討結果が報告されたことを受け、移行に至った。	平成18年4月設置。 生涯学習の振興・普及	平成5年5月開設。 理由は「市民の生涯学習の振興を図り、市民生活の充実に寄与するため」としている（条例第1条）	
7 生涯学習センターであるメリット・デメリット	メリット		・社会教育法での規定がなく、市の条例の範囲内で運営ができる ・団体登録の必要はなく、個人や市外の方でも利用できるため、公民館より幅広い層の方の利用が見込める。	名称を変更しただけでなく、同時に指定管理者制度を導入したこともあるが、民間のノウハウを生かしたセンター事業を展開し、事業数・利用者数の増加、人件費の削減、法に縛られない施設の管理・運営ができていた点がメリットである。	・全ての市民が生涯学習のすばらしさを実感できる施設運営を行っている。 ・市民と協働した事業を展開している。	一般には社会教育法の適用を受けないことですが、本市ではあたかも公民館であるかのように運用しているため特段のメリットはありません。	「生涯学習」とすることで「社会教育」よりも幅広い分野を取り扱うことができる。
	デメリット		・国からの補助を受けることができない ・個人演説会場としての利用を認めることができない。	特に見当たらない。	特になし	特段ありません（施設規模が格段に違うだけです）	生涯学習センターの中に公民館の機能を位置づけているため、市民からわかりづらいつらいとご意見を頂くことがある。
8 社会教育法二十二条に挙げられた事業のうち、生涯学習センターにおいて、市として行っているもの	（自由記入）	・定期講座・講演会の開催 ・体育・レクリエーション講座の開催 ・各種団体、機関等の連絡調整 ・施設の貸し出し	・定期講座も含めた市民講座の実施 ・社会教育委員等の連絡会の実施 ・会議室等を市民団体等へ有料で提供する。	・市民大学、家庭教育講座の実施 ・市民文化祭、料理教室等の実施 ・情報提供コーナーの設置 ・障害児のつどいの実施 ・市民団体の情報を掲載した冊子の作成 ・表彰式、成人式等の実施	基本的に第二十二条に規定する公民館に関する事業を包含して実施。 青年学級、講演会、展示会、各種学習講座などの実施。	同条で挙げる第一号から第六号までの全ての事業を行っています（第三号のみ市直営で他は指定管理者）	・定期講座の開設 ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催 ・図書、記録、模型、資料の設置 ・住民の集会その他の公共的利用
9 公民館から生涯学習センターへの移行について市民の反応 ※公民館から生涯学習センターへ移行した施設保有の市のみ回答	（自由記入）			名称を生涯学習センターとただけでなく、同時に指定管理者制度を導入したため、利用者、公民館運営審議会や議会等でも問題にされた。	施設建設に当たり、市民会議（公民館利用者等）を設置し、意見反映を行ったことにより、特段の問題は発生していない。	移行していません	貸出施設は公民館の名称を変えなかったため、市民からわかりづらいつらいという意見が寄せられた。